

平成 30 年度第 2 回都市計画公聴会の
公述人の意見に対する大阪府の考え方

公聴会において公述人から述べられた意見のうち、今回変更しようとする都市計画に関するもの
に対しての大阪府の考え方は、次のとおりです。

| 公述人 | 都市計画案に係る意見の概要 | 意見に対する大阪府の考え方 |
|-----|--|---|
| A | <p>当該の交差点は以前から車の渋滞や交通事故が多く発生している魔の交差点であり、右折レーンの設置を一日も早く進めてもらうことを強く願います。</p> <p>今回の交差点幅員の変更については、現行 16m を 24m～25m、変更延長が 215m と説明された。中央帯 1m、植樹帯 1m そして自転車通行空間 1.5m の新設が盛り込まれている。道路構造令に定められているとのことだが、171 号で 2～3 年の間に改良された交差点で中央帯、植樹帯、自転車通行空間が設置されているところがあるのか。全線が将来的に統一された道路構造になるのか甚だ疑問。このうち中央帯、植樹帯の 2 項目を除くことができると、片側 2m 程度幅員は減らせる。この配慮が採用されることで、住民の大切な憩いの場である公園が少しでも多く残されることを心から願う。</p> <p>国の事業には協力して一日も早い交差点の安全化を進めたいが、事業用地の売却には現行法制下では共有者全員の合意は不可能と言わざるを得ない。要請している区分所有法の緩和措置も時間を要するならば、提供用地を管理手法で進める選択肢が、合意形成をより早く実現できる近道。事業者でもこの方式の検討をお願いします。</p> <p>東芝跡地に追手門学院の開校が目前に迫り、1 日に約 5000 人が押し寄せる。また、高層マンションや商業エリア等が計画され、今まさに着々と工事が進められている。これらが完成すれば、私たちの住まいの周辺には昼夜を問わず多くの人や車があふれ、居住空間まで侵食される恐怖さえ覚える。交通渋滞や事故、環境問題等が押し迫っている。この事態に行政の対応は、新しいまちが完成後、状況を見て考えるとのことだが逆であり、まちづくりの計画の前にはしっかりと道路計画を考えるべき。今からでも再考すべき重大な問題だと思う。</p> <p>最後に、国土交通省、大阪府、茨木市の担当者の皆様方には今回の事業計画に大変な労力を払っていただいていることは大変感謝している。今後もいろいろな課題についてきめ細かく地域に寄り添った話し合いを行っていただくことが大切だと考える。</p> | <p>国道 171 号西河原交差点は右折待ち車両による渋滞が頻発し、大阪府域の主要渋滞箇所の一つとなっています。また、当該交差点において死亡事故も発生しています。渋滞や交通事故への対策の必要性については以前から多くの地域要望があり、早期の対応が必要な箇所となっています。</p> <p>今回の都市計画変更は、そうした状況を踏まえ、当該交差点の渋滞対策として右折レーン等を設置しようとするものです。変更する幅員としては、道路構造令等に基づき、当該区間の道路に必要な機能として車道、中央帯、歩道、植樹帯及び自転車通行帯を定め一般部で 24m とし、交差点部では植樹帯を除き右折レーンを加えて 25m としております。</p> <p>変更する区間としては、本交差点改良に必要な延長 215m とし、残りの区間については、今後改良等の事業を行う際に検討してまいります。</p> <p>本交差点付近の渋滞対策については、茨木市が、本交差点の北側に接続する都市計画道路太田線の沿線で進められているまちづくりに伴う周辺住環境への影響について、計画されている商業施設等への進入路や右折レーンの確保、信号機の設置などの対策を開発事業者や警察と協議しているほか、周辺の生活道路への影響についても対策を検討してまいります。</p> <p>本交差点の南側に接続する府道総持寺停車場線については、大阪府と茨木市が、右折レーンや歩道の設置など、必要な整備を進めてまいります。</p> <p>本交差点改良については、事業者である国土交通省が、事業実施時に、地権者の皆様に用地買収時の当該公園の取り扱いや、事業用地の取得方法など制度面の工夫も含め説明させていただくほか、工事施工など事業の各段階で、関係者に丁寧に説明しながら進めてまいります。</p> |

平成 30 年度第 2 回都市計画公聴会の
公述人の意見に対する大阪府の考え方

公聴会において公述人から述べられた意見のうち、今回変更しようとする都市計画に関するもの
に対しての大阪府の考え方は、次のとおりです。

| 公述人 | 都市計画案に係る意見の概要 | 意見に対する大阪府の考え方 |
|-----|---|---|
| B | <p>当該交差点の拡張工事は、交差点に右折レーンがないことにより交通渋滞が頻発、交通事故が多発しており、事故の減少と渋滞の緩和を目的に右折レーンを設置するため、国道 171 号の一部区間の幅員を変更し、交通の円滑化を図ることは理解している。</p> <p>当社が危惧することは、当該工事により緑地面積の減少及び車道が事務所棟にかなり近づくことになり、騒音、振動、排気ガスによる従業員の就業環境の悪化、並びに健康上の問題、及び防犯、社内通行道路の確保などの課題が発生すると考える。したがって当社としては土地の提供には応じられない。</p> <p>西河原交差点より東の富田方面の国道 171 号交差点には、計画道路より狭い幅員で右折レーンを確保している箇所がある。道路拡張計画の再考、交差点周辺の利害関係者に丁寧な説明、対応を行っていただきたい。</p> | <p>国道 171 号西河原交差点は右折待ち車両による渋滞が頻発し、大阪府域の主要渋滞箇所の一つとなっています。また、当該交差点において死亡事故も発生しています。渋滞や交通事故への対策の必要性については以前から多くの地域要望があり、早期の対応が必要な箇所となっています。</p> <p>今回の都市計画変更は、そうした状況を踏まえ、当該交差点の渋滞対策として右折レーン等を設置しようとするものです。変更する幅員としては、道路構造令等に基づき、当該区間の道路に必要な機能として車道、中央帯、歩道、植樹帯及び自転車通行帯を定め一般部で 24m とし、交差点部では植樹帯を除き右折レーンを加えて 25m としております。</p> <p>変更する区間としては、本交差点改良に必要な延長 215m とし、残りの区間については、今後改良等の事業を行う際に検討してまいります。</p> <p>事業実施にあたっては、用地買収や工事施工など事業の各段階で、事業者である国土交通省が、関係者に丁寧に説明しながら進めてまいります。</p> |